

瑞 開 第 2 7 号
平成 2 6 年 4 月 2 5 日

瑞穂市都市計画審議会会長 様

瑞穂市長 堀 孝 正

瑞穂準都市計画区域の建築基準法に規定する用途地域の指定のない区域内で定める
事項（建築形態規制）の区域区分の指定（原案）に関する意見聴取について

瑞穂準都市計画区域の建築基準法に規定する用途地域の指定のない区域内で定める
事項（建築形態規制）の区域区分の指定（原案）について、別添の原案に対する貴審
議会の意見を求めます。

建築基準法に規定する用途地域の指定のない区域内で 定める事項（建築形態規制）の区域区分の指定 原案

1. 建築形態規制の指定を行う区域

瑞穂準都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域（二約 853ha）

2. 建築形態規制の内容

項 目	規制の値	備 考
容 積 率	10 分の 20	敷地面積に占める延べ面積の割合の上限値のこと 【建築基準法（以下「法」という。）第 52 条第 1 項第 6 号】
前面道路の幅員により定まる容積率	0. 4	前面道路の幅員（m）に一定の数値（左記）を乗じることで算出される容積率の上限値のこと 【法第 52 条第 2 項第 3 号】
建ぺい率	10 分の 6	敷地面積に占める建築面積の割合の上限値のこと 【法第 53 条第 1 項第 6 号】
道路斜線制限	1. 25	前面道路からの距離に対する建築物の高さの限度のこと 【法第 56 条第 1 項、法別表第 3（に）欄 5 の項】
隣地斜線制限	20m+1. 25	隣地境界線からの距離に対する建築物の高さの限度のこと 【法第 56 条第 1 項第 2 号二】
日影規制	□（3） ※下表参照	中高層の建築物によって生ずる日影時間の限度のこと 【法第 56 条の 2、法別表第 4（に）欄 4 の項、岐阜県建築基準条例第 29 条】

制限を受ける建築物	平均地盤面からの高さ（日影測定面）	敷地境界線からの水平距離が 5m 超 10 m 以内の範囲における日影時間	敷地境界線からの水平距離が 10m 超の範囲における日影時間
高さが 10m を超える建築物	4m	5 時間	3 時間

建築形態規制 区域図



200	
60	0.4
1.25	1.25
□(3)	

本 巢 市

野 町

川 町

西原環境整備組合
西原環境保全センター

ゆ〜みんぐ

桜尾川河川公園

南水源地

アクト

南南中学校

野川用水

十七条

十八条

九条

1 : 5,000



凡 例	
	建築形態規制を指定する区域

※区域界は、「準都市計画区域の指定（原案）」に係る区域図と整合を図っている